

災害救助法により県の行う医療、助産、死体処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書

(目的)

第1条 災害救助法第32条の規定により非常災害の場合、県の行う医療、助産、死体の処理については、この契約書に基づき、これを日本赤十字社山形県支部（以下「日赤県支部」という。）に委託するものとする。

(災害救助委託業務の発動)

第2条 日赤県支部は、県から医療、助産、死体処理の救助業務について要請があったとき、これを行うものとする。

(委託の範囲)

第3条 委託の範囲は次のとおりとする。

1. 医療

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

医療の期間は災害発生の日から14日以内とする。

2. 助産

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

助産の期間は分娩した日から7日以内とする。

3. 死体の処理

- (1) 死体の洗浄、縫合せ、消毒
- (2) 死体の検案

死体処理の期間は災害発生の日から10日以内とする。

(委託に基づく日赤県支部の活動)

第4条 日赤県支部は第1条の委託業務を行なうため、常時5ヶ班以上の救護班を編成しておくものとする。

前項の救護班が委託業務を実施したときは、日赤県支部は県へ次の書類を提出するものとする。

1. 医療

- (1) 診療記録簿の写
様式第 1 号
- (2) 救護班の編成並びに活動記録の写
様式第 2 号
- (3) 使用医療品、衛生材料受払簿の写
様式第 3 号
- (4) 医療器具破損、修繕簿の写
様式第 4 号
- (5) 病院診療所の診療報酬に関する証憑書類の写
- (6) 医療費明細書
様式第 5 号

2. 助産

- (1) 分娩の日時、場所、分娩者の住所、職業、氏名、年齢等の記録の写
- (2) 助産費給与明細書
様式第 6 号
- (3) 助産関係支出証憑書類の写

3. 死体処理

死体処理明細書

様式第 7 号

(日赤県支部への費用負担)

第 5 条 委託をうけて日赤県支部が支弁した費用(人件費、救護所設置費、医療費、助産費、救護諸費、輸送費及び人夫費、事務費、その他の費用)については別表 1 により県において支払うものとする。

ただし医療品、衛生材料の未使用の残品であって保存のできるもの及び費用のための寄附金その他の収入を控除した額とする。

(扶助金の支給)

第 6 条 日赤県支部の救護班員(日赤県支部の有給職員を除く)が委託業務に従事中負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、別表 1 により県において支払うものとする。

(県に対する費用請求)

第 7 条 第 5 条及び第 6 条により日赤県支部が支弁した費用及び扶助金を請求するときは、様式第 8 号及至第 10 号による請求書によるものとする。

(協力援助)

第 8 条 委託事項の実施について、県は日赤県支部の行なう救助業務について、これを推進援助するものとする。

第 9 条 本契約に定めるものの外必要な事項は県及び日赤県支部両者の協議によりその都度定めるものとする。

第 10 条 県及び日赤県支部は昭和 34 年 5 月 18 日付の委託契約書は、本契約締結の日をもって廃止するものとする。

この契約確認のため本書2通を作成し、県と日赤県支部は署名捺印の上、各1通を所持するものとする。

昭和35年4月5日

山形県知事 安孫子 藤吉
日本赤十字社山形県支部長 安孫子 藤吉

別表 1

災害救助法第32条の規定
による委託救護業務の支弁費

費 目	費 用 負 担 額
人 件 費	日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則、第26条による費用弁償に関する規程及び同時間外手当、深夜手当支給規程に定めた額、又はこれに準じて算定した額以内
救 護 所 費 設 置 費	救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費
救 護 諸 費	<p>イ 医療及び助産のため使用した薬剤、治療材料、衛生材料及び医療器具破損、修理等の実費</p> <p>やむを得ない事情のため救護班によらず一般の病院、診療所において医療、助産をうけた場合は、社会保険診療報酬の額とし、これにより難い場合は慣行料金の二割引以内の額とする。</p> <p>ロ 死体処理のための検案及び死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置として一体当たり2,700円以内の実費</p>
輸 送 費 及 び 人 夫 賃	医療、助産、死体処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫費についての当該地域における通常の実費
事 務 費	事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料等の実費
扶 助 金	委託業務に従事中救護班員及び医療班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額
そ の 他 の 費 用	前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費

様式第一号

診 療 記 録

〇〇救護班

班長 医師 氏 名

年月日	住 所	職業	性別	患者氏名	年令	病名	措置概要

様式第二号

救護班、医療班の編成並びに活動記録

期 間	活 動 記 録	診 療 者 数	班 の 編 成	班長職氏名	備 考
自〇月〇日 〇日間 至〇月〇日	〇〇 市 町 村	内科 名 外科 名	医 師 名 看 護 婦 名 主 事 員 名 補 助 員 名	〇〇病院 〇職 氏 名	
計					

様式第3号

使用医薬品、衛生材料受払簿

日赤山形県支部

品名	単位					
年月日	摘要	受	払	残	備考	
計						

様式第4号

治療、衛生材料及び医療器具破損修理簿

日赤山形県支部

年月日	品名	破損及び修理の別	員数	金額	修理先	備考
計				円		

様式第7号

死 体 処 理 簿

〇〇 医 療 班

班 長 医 師 氏 名

死 亡 年月日	死 亡 原 因	死体発 見場所	死 亡 者		遺 族		処 理 費			死体の一時保存建物借上等	備 考
			住所氏名	年令	住所氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額		
計											

様式第8号

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助業務について、当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社山形県支部長 氏 名 印

山形県知事 氏 名 殿

- 1 請求金額 金 円也
- 支弁費用総額 円
- 寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類及び期間

救助の種類 期 間 摘 要

支 弁 費 用 明 細 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 人 件 費 (1) 旅 費 (2) 役 務 費 (3) 時間外手当及び 深夜手当				日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
2 救護所設置費 (1) 消耗器材費 (2) 借上料損料				
3 救護諸費 (1) 薬 剤 (2) 治療材料 (3) 医療器具破損費 (4) 衛生材料 (5) 死体処理費 (6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 人 夫 賃				
6 ○ ○ (1) ○ ○				
7 救 助 金 (1) 療養扶助金 (2) 休業扶助金 (3) 障害扶助金 (4) 遺族扶助金 (5) 葬祭扶助金 (6) 打切扶助金				
8 事 務 費 (1) 消耗品費 (2) 電 話 料 (3) 電 報 料 (4) そ の 他				
合 計				

(注意) この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

様式第10号

災害救助法による
療養
休業
障害
遺族
葬祭
打切
扶助金支給申請書

負傷、罹病又は死亡者の住所、氏名					
負傷、罹病又は死亡者の日時及び場所					
負傷、罹病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体の状況					
負傷、罹病又は死亡した当時、本人と関係のあった主なる親族の状況 (この欄は遺族及び葬祭扶助金請求の場合記入する。)	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されるよう別紙診断書を添えて申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

山形県知事

殿

右のとおり相違ないことを証明する。

市町村長

氏

名

印

(注 意)

- 療養扶助金支給申請書には医師の診断書、療養に関する請求書又は領収書を添付すること。
- 障害扶助金支給申請書には身体の障害の程度、療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書を添付すること。
- 遺族扶助金又は葬祭扶助金支給申請書には医師の死亡診断書、死亡者との関係を証明する書類を添付すること。